

○国土交通省令第 号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第三項及び第五十六条の規定に基づき、道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(国土交通大臣の行う管理の公示等) <u>第十七条</u> 法第三十二条の二第三項の規定による通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 道路の路線名 二 管理（法第三十二条の二第二項各号に掲げる管理をいう。以下この条において同じ。）の区間 三 管理の種類 四 管理の開始の日（当該管理の全部又は一部を完了したときにあつては、当該管理の完了の日） (証票の様式) <u>第十八条</u> (略) (権限の委任) <u>第十九条</u> 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。 一 十一 (略) 十二 法第三十二条の二第三項の規定により通知し、及び公示すること。 十三 法第三十二条の二第四項の規定による権限を行うこと。 十四 十八 (略) 様式（第十八条関係） (表) ・ (裏) (略)	(新設) (証票の様式) <u>第十七条</u> (略) (権限の委任) <u>第十八条</u> 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。 一 十一 (略) (新設) (新設) 十二 十六 (略) 様式（第十六条関係） (表) ・ (裏) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。